



# 和歌山県における 入院者訪問支援事業 の取り組み

和歌山県 福祉保健部  
福祉保健政策局 障害福祉課

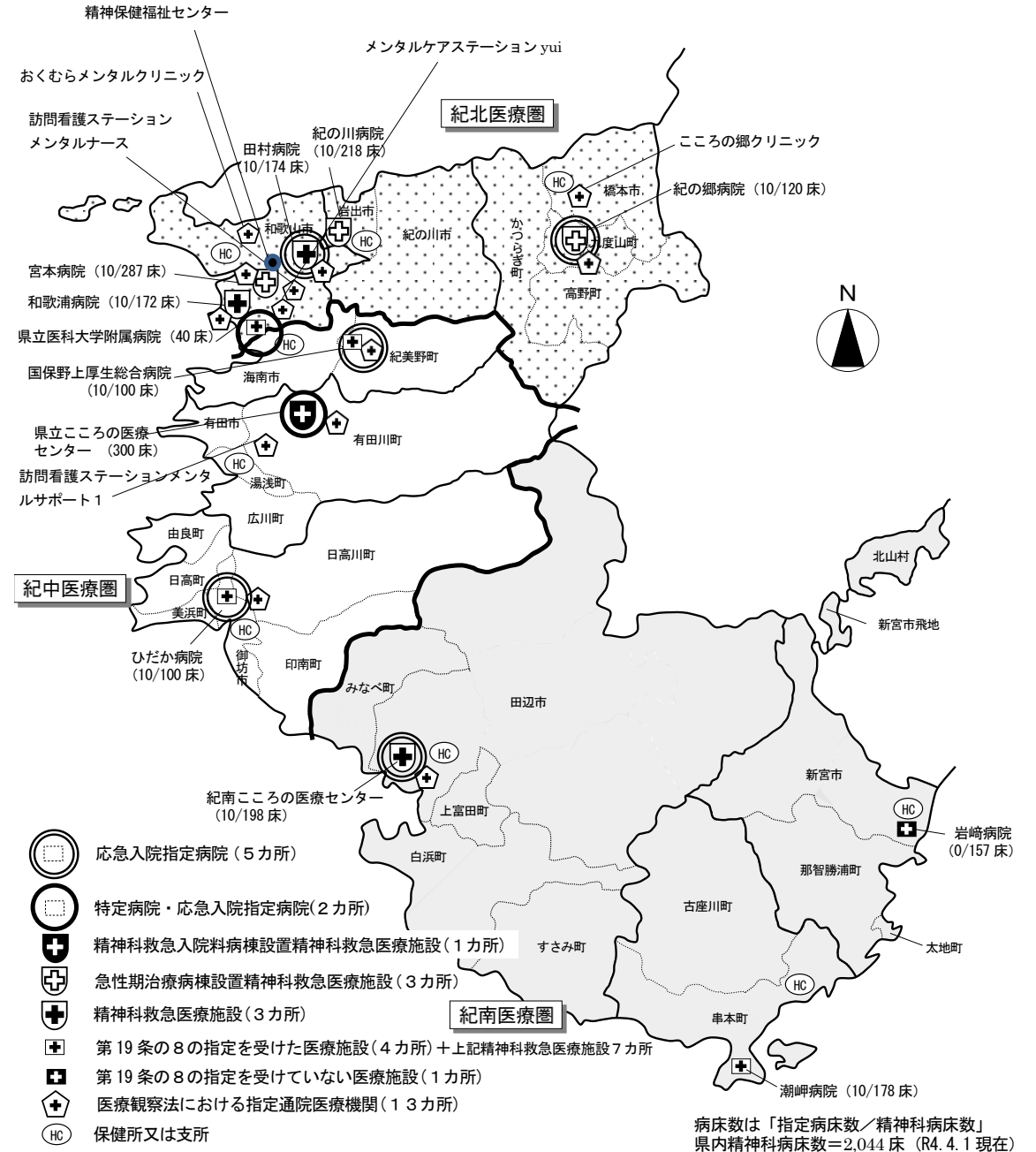
和歌山県PRキャラクター  
きいちゃん

# 内容

- ① 和歌山県の概要
- ② 令和5年度先行実施することにした経緯と予算
- ③ 事業の枠組みと現在の取り組み状況
- ④ 実施にあたって工夫していることと課題
- ⑤ 今後の予定

# 1-1. 和歌山県の概要

- 人口約90万人
- 県内は「紀北」「紀中」「紀南」に大きく分けられる
- 入院病床のある精神科病院は12か所
- 精神科病院は県の事業に対して協力的



# 1-2. にも包括構築関連事業の経過

年度	ピアサポーターの養成及び活用	精神科病院からの地域移行	地域の体制整備
H16~		H16.4~精神障害者退院促進支援事業	
H21~		H21.4~精神障害者地域移行支援特別対策事業	
H23~	H23.8~ピアサポーター活用事業【継続】		H23.10~精神障害者アウトリーチ推進事業
H24~	H24.4~ピアサポーター推進員の配置【継続】	※H24~地域移行・地域定着支援 個別給付化	
H25~	●H24年度~【継続】 ピアサポーター養成研修を毎年実施	H25.12~高齢入院患者地域支援事業	
H26~		●H25年度~【継続】 地域移行推進研修を毎年実施	H26.4~ 精神障害者受療促進体制整備（アウトリーチ）事業【継続】 H27.1~H30.3 夜間休日あんしんコールセンター事業【終了】
H27~			H27.1~長期入院精神障害者地域移行促進事業【継続】 ①『地域移行促進員の配置』 ②『地域の支援体制整備』（令和2年終了）
H30			●H30年度~【継続】 精神障害の障害特性と支援技法を学ぶ研修を毎年実施
R02			R2.5~精神障害者地域生活支援部会代表者会議の開催
R03			R03~【国モデル事業】心のサポーター養成事業
R04			
R05			

R05~入院者訪問支援事業

## 2-1. 令和5年度から実施することになった経緯

1

法定事業になるので、

**多くの自治体が初期から取り組むと思っていた。**

2

以前から、ピアサポーターや地域移行促進事業等で、民間の委託事業者が県内の精神科病院へ入り、座談会等を行うことができていた、という下地もある。

3

ピアサポーターの新たな活躍の場として、入院者訪問支援事業を位置づける意味合いもあった。

実際、ピアサポーターを推進する役割を委託している事業所に、本事業も委託。

## 2-2. 予算体系

### ①運営会議(年3回)

- ・ 県内の有識者5名分の報償費及び旅費
- ・ 会場費

### ②入院者訪問支援員養成研修

- ・ 国研修派遣分報償費・旅費(令和5年度のみ)
- ・ 養成研修講師報償費及び旅費
- ・ 会場費

### ③訪問支援員派遣

- ・ 派遣事務費(ベース分)
- ・ 訪問支援員報償費及び旅費

県が主催

委託

計 1,680 千円

# 予算編成当初のスキーム

R4：予算確保

R5：国研修参加、関係機関説明、訪問支援員養成

※条件整えば年度内に支援員派遣を実施

R6：事業実施（事業委託）

# 3-1. 事業の枠組み

5/27-28の国のプレ研修に参加して、

- ① 訪問支援は1回では終わらない
- ② これまでの退院支援や地域移行の関わりとは大きく違う
- ③ 訪問支援員は専門職だけではなく、一般の方も募るべき
  - 当初は委託事業所のスタッフとピアサポーターの2人1組で訪問支援を実施する予定だったところを方向転換

⇒委託事業所はコーディネート機能を中心として、県内各地の訪問支援員に依頼し、実施する形にした

⇒対象者1人に対して複数回でも対応できるように(予算の枠組みは変えずに)実施要綱に落とし込んだ





# 4-1. 実施に当たって

- 工夫していること(方向性)
  - ①どの自治体でも実施可能な事業体系とすること
    - 先駆者である大阪精神医療人権センターの形が分かりやすくてしっくりくるので、上手く取り入れたい
    - 予算もかけすぎない
  - ②福祉関係職員やピアサポーターだけで簡潔させない
    - 自分たちの「普通」が、世間での「普通」とは限らない難しさ
    - 事業を通して精神科の風通しが一層進む
    - 地域の理解促進にも寄与できるように、一般の方(例えばボランティアに興味のある方)にも訪問支援員に興味を持ってもらえる様にしたい
  - ③訪問支援員の面会は「行政職員の面会」と同等であることをメッセージとして伝えていく

# 4-1. 実施に当たって

- ・ 課題

- ①利用者向けリーフレットの作成が必要

- これもとにかくシンプルにして、ひとまず市町村長同意で入院した医療保護入院者に届くよう、市町村担当課に周知し、必ず渡してもらうことにする

- ←どれだけやってもらえるかは、周知にかかっている？

- ②入院者訪問支援事業 ←略せないなので面倒・・・。

- 簡単に呼んでもらえるよう、現在愛称を検討中。

- ③推進会議と実務者会議の位置づけ

- 推進会議に参加してもらう有識者の選定はこれから・・・。

- ④まずは1事例から。



## 5. 今後の予定

- 11月 病院向け説明会・市町村担当課へリーフレット周知
- 12月 第1回訪問支援推進会議
- 1月 訪問支援員養成研修
- 2月 第2回訪問支援推進会議

# 最後に

- 入院者訪問支援事業は、既に説明があったとおり、精神科病院に入院している人が孤立しないよう、病院外との繋がりを作るための権利擁護に基づいた事業です。
- ただ、委託するだけでは、委託事業者と病院とが対立する構造にもなりかねません。
- 訪問支援の下地づくりには、少し時間をかけながら丁寧に行いつつ、実施にはスピード感を持ってやっていかないといけないとも感じています。
- この事業が生きた事業となるよう、県は病院や事業所、訪問支援員となってくれる人材の理解を進めていかなければならないと思います。

ご清聴ありがとうございました

